

「埋蔵文化財発掘調査実務経験証明制度」の取扱要領

1 目的

三重県埋蔵文化財センター（以下、センターとする）が発注する埋蔵文化財発掘調査業務では、受託調査員等の資格認定基準として一定の実務経験を求めている。しかしながら発掘調査の報告書等に調査参加者の氏名が明記されることは少なく、実務経験を証明する信頼性のある資料を提示することが困難となり、資格認定ができない事態が生じることがある。

こうしたことを踏まえ、「埋蔵文化財発掘調査実務経験証明制度」は、調査員や調査補助員等の人材確保及び技術力向上を目的とし、センターが発注する埋蔵文化財発掘調査業務において調査員や調査補助員の補助として調査に従事した者（以下、補助員補助とする）に対し、その実務経験の期間を証明するものである。

2 対象業務

センターが発注する埋蔵文化財発掘業務のうち、入札公告の調達説明書で示す業務を対象とし、契約締結後に受注者から申請のあった場合に適用する。

3 対象者要件

自社で雇用している者とする。雇用形態は、アルバイト任用等、自社の正規社員でない場合も可とする。

なお、本制度は実務期間を証明するものであるが、その実務の中で、対象者が実践的な発掘調査の技術を取得することを目指している。その要旨に見合った、意欲のある人材であることを前提とする。

4 対象作業

認定の対象とする作業は、調査補助員が行う考古学的な調査作業の補助とし、現場の管理・運営や土工管理等の土木的業務は対象としない。

5 申請

本制度により実務経験の証明を希望する場合、受注者は契約後、現場作業に着手するまでに様式1及び様式2を作成し、委託業務打合せ簿等にてセンター監督員に提出する。現場作業に着手するまでに申請がない業務に

については、原則としてセンターは補助員補助の実務経験証明を行わない。

調査面積の増加等により工期途中から補助員補助を追加する場合は、対象者が現場作業に着手する前までにセンター監督員と協議のうえで必要書類を提出すること。

6 承認

受注者からの申請を受けたセンター監督員は速やかに申請内容を確認し、申請が適当と判断する場合は委託業務打合せ簿等により回答する。ただし、申請が適当でないと判断される場合は、その理由を明記し受注者へ通知を行う。

7 業務管理

本制度を活用する補助員補助の業務管理については、受注者は指導者を選定し、センター監督員の指示のもと、指導者が責任を持って行う。指導者は調査補助員等と兼務できることとし、調査補助員等の配置が不要である業務の場合は、別途、調査補助員以上の資格を有する指導者を選出し、センター監督員の承諾を得たうえで現場に常駐させること。

8 報告

作業終了後、受注者は速やかに補助員補助の作業日報等をセンター監督員に提出し、成果を報告する。提出資料に不足がある場合は、センター監督員は追加の資料を要求することができる。

9 証明

センターは、提出された成果内容や現場での作業状況等から総合的に審査し、適当と判断される場合は、様式3により受注者へ発掘調査実務経験証明書を通知する。なお、認定する従事期間は、当該補助員補助が作業に従事した日数の内、センターが適当と認める期間とする。認定期間は0.5か月単位とし、端数は切捨てることを原則とする。調査期間が1か月に満たない場合は別途考慮する。

休日や雨天の作業休止日を考慮し従事日数17日を1か月相当の従事期間に換算することを基本とするが、天候や現場の状況等の実情に応じて変更する場合もある。

附則

この取扱いは、令和3年4月1日より適用する。

様式 1

令和 年 月 日

三重県埋蔵文化財センター 所長 あて

受注者 住所又は所在地
氏名又は商号
代表者氏名

埋蔵文化財発掘調査実務経験証明の申請について

このことについて、下記のとおり埋蔵文化財発掘調査実務経験証明を受けたいので申請します。

記

1	委託業務名	
2	履行期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
3	対象者	氏名
		住所
4	指導者	氏名 (資格:)
5	備考	

様式 2

在職証明書

現住所	
氏名	(年 月 日生)
就業年月日	年 月 日
勤務時間	
職種	
備考	

上記の通りであることを証明します。

年 月 日

住所

名称

役職

様式 3

教埋 第 号
令和 年 月 日

株式会社 支店
役職 様

三重県埋蔵文化財センター
所長 ㊟

発掘調査実務経験証明書

下記の内容について、相違ないことを証明します。

記

- 1 業務名 : 令和〇年度 遺跡第〇次埋蔵文化財発掘調査業務委託
- 2 受注者 : 株式会社 支店
- 3 氏名 :
- 4 従事期間 : 令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日
- 5 認定期間 : 従事期間の内 〇ヶ月間

従事期間とは、被証明者が実際に現場で調査に従事した期間であり、契約上の工期とは異なる。